

大阪府地域防災計画

《Osaka Prefecture Regional Disaster Management Plan》

原子力災害対策編

(Nuclear Disaster Measures)

修正案

平成 年 月修正

大阪府防災会議

(Osaka Prefecture Disaster Management Council)

原子力災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	3
第2節	計画の性格	3
第1	大阪府の原子力災害対策の基本となる計画	
第2	大阪府地域防災計画における他の災害対策との関係	
第3	市町村地域防災計画との関係	
第4	計画の修正	
第3節	計画の周知徹底	5
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	5
第1	府域の原子力事業所の名称、所在地等	
第2	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域	
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	8
第1	原子力事業者における災害（事故）の想定	
第2	その他の核燃料物質使用事業所・放射性同位元素取扱事業所における災害	
第7節	原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	10
第1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	
第2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	15
第2節	原子力事業者の責務	15
第1	安全確保の責務	
第2	原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出	
第3	施設の災害事前対策	
第4	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	
第5	救急救助用資機材の整備	
第6	緊急時活動レベル（EAL）の設定	
第3節	府の災害事前対策	17
第1	オフサイトセンターの管理運営	
第2	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	
第3	立入検査と報告の徴収	
第4	府の組織体制の整備	
第5	現地事故対策連絡会議	
第6	原子力災害合同対策協議会	
第7	府の動員体制の整備	
第4節	情報の収集・連絡・分析体制等の整備	20
第1	情報収集・連絡体制の整備	

第2	情報の分析整理	
第5節	環境放射線モニタリング体制等の整備	20
第1	環境放射線モニタリング設備・機器の整備・維持	
第2	平常時における環境放射線モニタリング体制の整備	
第3	緊急時モニタリング体制の確立	
第4	モニタリング情報共有システム	
第6節	原子力災害医療体制等の整備	22
第1	原子力災害医療体制の整備	
第2	資機材の整備	
第3	原子力災害医療派遣チームの派遣要請	
第7節	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	23
第1	放射線防護資機材の整備	
第2	情報交換の実施	
第8節	原子力防災に関する知識の普及と啓発	23
第1	住民等に対する知識の普及と啓発	
第2	防災業務関係者の人材育成	
第9節	防災対策資料の整備	25
第10節	原子力施設上空の飛行規制	27
第11節	災害復旧への備え	27
第12節	放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策	27

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	31
第2節	府・関係市町の活動体制の確立	31
第1	組織体制	
第2	動員配備体制	
第3	関係市町の組織体制	
第4	原子力災害合同対策協議会の設置	
第5	緊急時モニタリングセンターの設置	
第6	専門家の派遣要請	
第3節	広域応援等の要請・受入れ	37
第1	府	
第2	府警察	
第3	広域応援等の受入れ	
第4節	自衛隊の災害派遣	39
第1	知事の派遣要請	
第2	派遣部隊の受入れ	
第3	派遣部隊の活動	
第4	撤収要請	
第5節	災害情報の収集伝達	41
第1	緊急事態発生情報等の連絡・通報	

第2 応急対策活動の情報連絡	
第6節 災害広報	45
第1 災害広報	
第2 報道機関との連携	
第3 広聴活動の実施	
第7節 防災業務関係者の安全確保	48
第1 防護対策	
第2 防災業務関係者の被ばく管理	
第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標	
第8節 緊急時モニタリングの実施	49
第1 緊急時モニタリング組織	
第2 緊急時モニタリングの実施方法	
第3 関係機関等への協力要請	
第9節 救助・救急活動	51
第1 関係市町	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 各機関による連携	
第10節 医療救護活動	53
第1 緊急時医療体制	
第2 現地医療対策	
第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動	55
第1 屋内退避及び避難等に関する指標	
第2 屋内退避・避難等の勧告・指示	
第3 避難者の誘導	
第4 避難退域時検査及び簡易除染の実施	
第5 警戒区域の設定、避難等の勧告・指示の実効を上げるための措置	
第12節 指定避難所等の開設・運営	59
第1 指定避難所等の開設	
第2 指定避難所等の管理、運営	
第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	61
第1 飲料水、飲食物の摂取制限	
第2 農林水産物の採取及び出荷制限	
第3 関係市町のとるべき措置	
第4 飲料水及び飲食物の供給	
第14節 交通規制、緊急輸送活動	64
第1 陸上輸送	
第2 水上輸送	
第3 航空輸送	
第15節 社会秩序の維持	67

第1 住民への呼びかけ	
第2 警戒活動の強化	
第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	67
第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策	67

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針	71
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	71
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	71
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	71
第5節 各種制限措置の解除	71
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	71
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	72
第8節 被災者等の生活再建等の支援	72
第9節 風評被害等の影響の軽減	72
第10節 心身の健康相談体制の整備	73
第11節 物価の監視	73
第12節 暴力団排除活動の徹底	73

第5章 広域避難の受入れ

第1節 基本方針	77
第2節 関西圏における広域避難の受入れ	77
第1 前提となる被害想定	
第2 避難対象地域	
第3節 府の広域避難の受入れ	79

[原子力災害対策編]

第1章

総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、これに付随して行われる運搬を含む。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、府民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

併せて、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うために必要な事項を定める。

第2節 計画の性格

第1 大阪府の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、大阪府の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が作成する防災業務計画等と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

府等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 大阪府地域防災計画における他の災害対策との関係

本編は、原子力災害の特殊性に鑑み、「大阪府地域防災計画」の特別編として構成するものであり、自然災害を中心とする地域防災計画の他の編では定めていない原子力災害特有の事項を中心に定める。本編に定めのない事項については、「大阪府地域防災計画（基本対策編）」によるものとする。

第3 市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、府の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、府は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は府の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては府民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

第1 府域の原子力事業所の名称、所在地等

名称	所在地	施設概要	原災法上の位置付け
京都大学 複合原子力科学研究所	泉南郡園部町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉 KUR (熱出力5,000kW) ・試験研究炉 KUCA (熱出力100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉設置承認及び核燃料物質使用承認を受けた者)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	泉南郡園部町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)
近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江 3丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力1W)	原災法第2条第3号ロ (原子炉の設置許可を受けた者)

第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）が定められている。

当該指針を踏まえると、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、施設からおおむね半径500mで全域がUPZとなる。一方、近畿大学原子力研究所は、重点区域を設定することを要しない原子力施設となる。

原子力災害対策重点区域は、上記の数値を目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要とされており、本府において、原子力災害対策重点区域は下表のとおりとする。

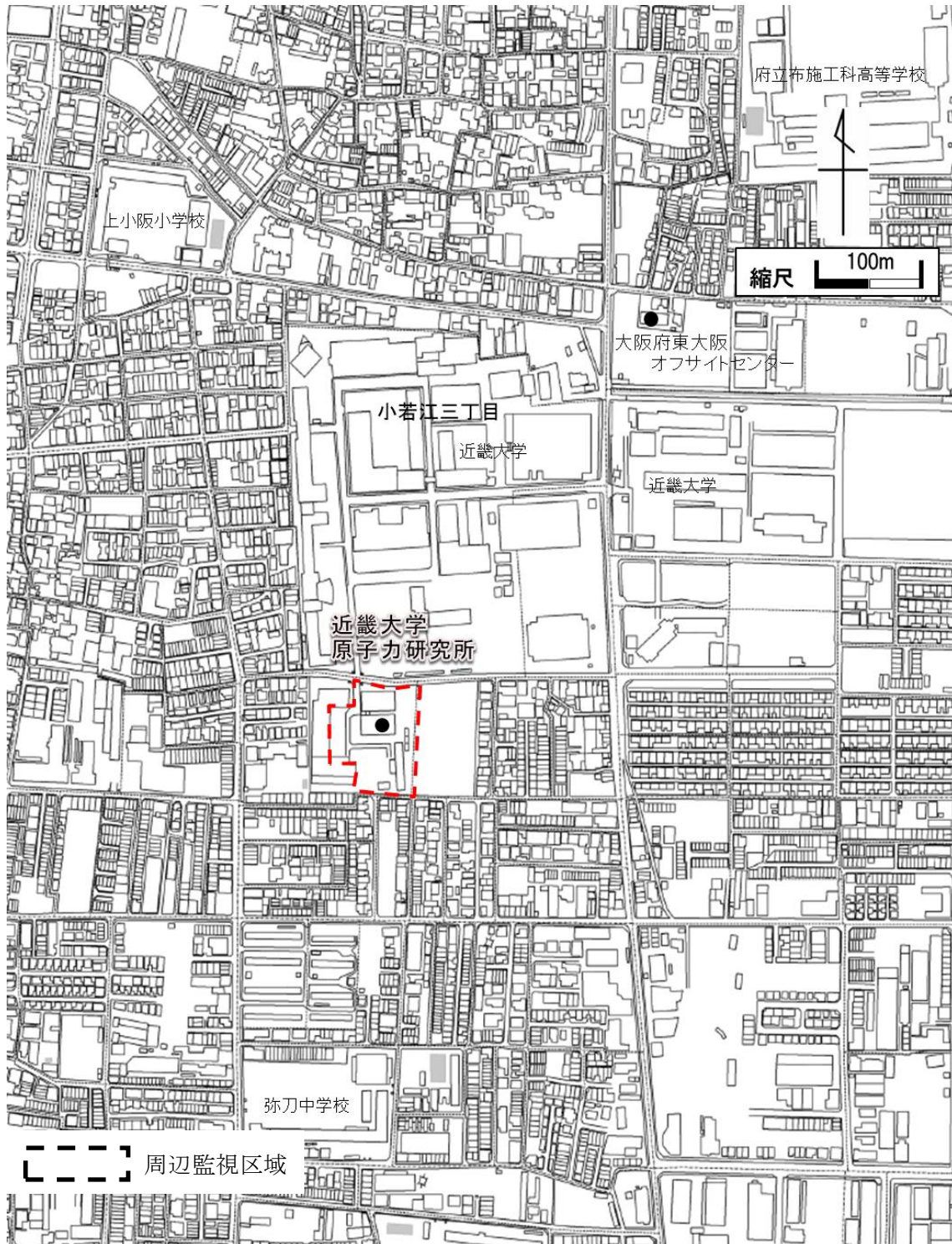
原子力災害対策重点区域を含む市町	原子力災害対策重点区域（すべてUPZ）
泉佐野市	日根野（一部）
熊取町	<p>【<u>京都大学複合原子力科学研究所</u>から<u>おおむね半径500m</u>】 朝代西3丁目（一部）</p> <p>【<u>京都大学複合原子力科学研究所</u>及び原子燃料工業株式会社熊取事業所から<u>おおむね半径500m</u>】 大久保南3丁目（一部）、朝代東1丁目（一部）、朝代東2丁目（一部）、朝代西1丁目（一部）、朝代西2丁目（一部）、美熊台1丁目（一部）、</p> <p>【<u>原子燃料工業株式会社熊取事業所</u>から<u>おおむね半径500m</u>】 大久保南1丁目（一部）、大久保南4丁目（一部）、大久保東2丁目（一部）、五門西4丁目（一部）、五門東4丁目（一部）、東和苑（一部）</p>



〔 〕 周辺監視区域

- 〔図-A〕 京都大学複合原子力科学研究所からおおむね半径500mの範囲
- 〔図-B〕 原子燃料工業株式会社熊取事業所からおおむね半径500mの範囲

原子力施設が立地する市町	原子力災害対策重点区域
東大阪市	設定なし



近畿大学原子力研究所

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

第1 原子力事業者における災害（事故）の想定

大阪府に立地する原子力事業所では、そこで取り扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

本編の基礎となる災害（事故）は、原子炉等規制法による国の安全審査において採用される最大規模の事故（以下「仮想事故等」という。）を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。

1 京都大学複合原子力科学研究所

京都大学試験研究炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、[京都大学複合原子力科学研究所](#)の核燃料物質等の使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

2 原子燃料工業株式会社熊取事業所

(1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合等が考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になると考えられる。

(2) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所が発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が必要となる。

ただし、施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設か

らの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

また、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（U²³⁵が5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。

3 近畿大学原子力研究所

[京都大学複合原子力科学研究所](#)と同じ放射性物質及び放射線の放出形態が想定される。

ただし、近畿大学原子力研究所の試験研究炉は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

第2 その他の核燃料物質使用事業所・放射性同位元素取扱事業所における災害

府域には、その他に核燃料物質を取り扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物質の量が少ないため、原災法の対象となる事業所ではない。

また、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）も多くあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。

これらの事業所において、臨界事故や事業所外に影響を及ぼすような放射線事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点から、原子力事業所に準ずる対策を講じるよう努める。

核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等は、関係諸法令等を遵守するとともに、原子力事業所に準じて必要な対策を講じるよう努める。

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するか判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施する。

1 緊急事態区分

事故の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。本計画においては、原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）を踏まえ、以下のとおり緊急事態の区分を設定し、施設の状態等に応じて緊急事態区分に該当する防護措置を実施する。

<緊急事態区分>

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

UPZにおいては、全面緊急事態になった際には予防的な防護措置として、原則、屋内退避を実施する。

2 緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）を設定する。各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、原子力事業者が行う。

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、避難、一時移転及び飲食物の摂取制限等、必要な防護措置を実施する。

〔注 記〕

本編における用語について

- 住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害事前対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する(した)市町をいう。
- 関西広域連合・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- 原子力事業者等・・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。
- P A Z・・・・・・・・Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、府内に立地する試験研究炉、核燃料加工施設には設定されていない。
- U P Z・・・・・・・・Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。
- 周辺監視区域・・・・原子力施設の周囲を柵等により区画して立入を制限し、その外側にいる人が受ける放射線の量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所のこと。周辺監視区域内では、人の居住の禁止、立ち入りの制限などの措置を講じなければならない。

- 緊急事態区分・・・原子力施設や外的事象の発生等の状況に応じて設定された緊急事態の区分のこと。本編では、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の4つに区分している。
- 情報収集事態・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。
- 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階のこと。
- 施設敷地緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
- 全面緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。
- E A L・・・Emergency Action Level（緊急時活動レベル）
原子力事業者が原子力施設の状態等に応じて緊急事態区分のどの段階にあるかを判断するための基準のこと。
- O I L・・・Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）
緊急時モニタリングにより計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のこと。
- オフサイトセンター・・・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。
- 屋内退避・・・住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置のこと。
- 避難・・・空間線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。
- 一時移転・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。
- E R C・・・Emergency Response Center（緊急時対応センター）
原子力施設で災害が発生した場合に、原子力規制庁に設置される政府の対策拠点となる機関。全面緊急事態の発生時には、国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。
- 外部被ばく・・・体外にある放射線源から放射線を受けること。
- 内部被ばく・・・放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。

[原子力災害対策編]

第2章

原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原災法又は関係法律に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

第1 安全確保の責務

- (1) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。
- (2) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺環境放射線監視及び放射線防護等、原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。
- (3) 原子力事業者は、事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図る等、救出救助及び消火体制の充実に努める。

第2 原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出

- (1) 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を原子力事業所ごとに作成し、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (2) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、作成又は修正しようとする日の60日前までに府及び所在市町に協議する。
- (3) 府は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (4) 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項の規定に基づき、その原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について関係機関に届け出る。

[届出内容]

- ・原子力防災要員現況届出書
 - ・原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
 - ・放射線測定設備現況届出書
 - ・原子力防災資機材現況届出書
- (5) 府は、原子力事業者から上記(4)の届出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3 施設の災害事前対策

- (1) 原子力事業者は、施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 原子力事業者は、放射線による被ばくの予防対策を推進する。
- (3) 原子力事業者は、自己の原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- (4) 原子力事業者は、原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

第4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、自己の原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。

また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

第5 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の応急措置及び除染の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る等、救出救助体制の整備に努める。

また、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

第6 緊急時活動レベル（EAL）の設定

原子力事業者は、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出る。

第3節 府の災害事前対策

第1 オフサイトセンターの管理運営

- 1 府は、原災法第12条に定める緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）として、熊取オフサイトセンター及び東大阪オフサイトセンターを整備し、適切な管理運営を図る。
- 2 府は、オフサイトセンターを地域における原子力防災拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。
- 3 府は国と連携して、オフサイトセンターの施設、設備、備付けの防護資機材及び資料等について適切に維持・管理を行うものとする。

第2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- 1 府は、地域防災計画（原子力防災対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、府民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- 2 府は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係組織との連携等の緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第3 立入検査と報告の徴収

- 1 府は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることを確認する。
- 2 立入検査を実施する府の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第4 府の組織体制の整備

1 大阪府原子力事故警戒班

府は、原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき、その他防災企画課長が必要と認めたときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

[組織]

班長 危機管理室課長補佐

班員 危機管理室職員

2 大阪府防災・危機管理指令部

府は、原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他危機管理監が必要と認めたときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

指令部長 危機管理監
指令部副部長 危機管理室長
指令部員 防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、
企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、医療対策課長

なお、必要に応じ指令部員を追加する。

3 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、原子力事業者から、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長

なお、必要に応じ、構成員を増減する。

《大阪府原子力事故現地連絡班》 大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。

〔組織〕

班長 危機管理室長
班員 危機管理監が指名する者

4 大阪府災害対策本部

大阪府災害対策本部は、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

本部長 知事
副本部長 副知事（3名）、危機管理監
本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

《大阪府原子力災害現地連絡部》大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。

〔組織〕

部長 危機管理室長

部員 危機管理監が指名する者、報道監が指名する者、健康医療部長が指名する者

総則

第5 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合に、国から府に対し、国がオフサイトセンターで開催する現地事故対策連絡会議への職員の派遣の求めがあった場合は、大阪府原子力事故現地連絡班長が当該会議に参画する。

第6 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態が発生したときは、大阪府災害対策本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、オフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会には、大阪府原子力災害現地連絡部長をはじめ、あらかじめ、指定された防災関係機関の代表者が参画する。

第7 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の動員体制の整備を図る。

〔職員の配備体制〕

知事は必要に応じ各号配備を指令する。

- 1 非常1号配備
- 2 非常2号配備
- 3 非常3号配備

※配備基準は「第3章 緊急事態応急対策 第2節 府・関係市町の活動体制の確立」に記載

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

府、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者は、国と連携を図り、周辺住民との危険回避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

府は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

府は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

府、関係市町及び原子力事業者は、国と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

第1 環境放射線モニタリング設備・機器の整備・維持

府及び原子力事業者は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション・ポスト、積算線量計等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

第2 平常時における環境放射線モニタリング体制の整備

府及び原子力事業者は、平常時より放射性物質及び放射線に関する測定設備を適切に配置、整備し、監視体制の充実に努めるとともに、相互の情報交換や連携に努める。

1 府

原子力事業所周辺の放射線量等（空間線量率、積算線量、大気浮遊じん中全アルファ・ベータ放射能濃度、気象要素等）を常時連続して測定するため、府モニタリング設備としてモニタリングステーション・ポスト、モニタリング機器、環境放射線監視システム等を整備・維持するとともに、大阪府環境放射線評価会議の指導・助言に基づき環境放射線監

視計画を策定する等、異常事象発生時の初動体制を確保するための監視体制を整備する。

また、平常時における環境放射線モニタリング結果について、同会議の指導・助言を踏まえて取りまとめ、公表するものとする。

2 原子力事業者

緊急事態区分に該当する事象の発生の通報及び放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを確実にを行うため、自己の原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに、排気及び排水等に含まれる放射性物質の分析体制を整備し、測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行う等、適切な監視体制を確保する。

第3 緊急時モニタリング体制の確立

緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会の統括の下、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、府、関係市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。

- 1 府は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング体制を整備する。
- 2 府は、モニタリング要員の確保やその役割、手順、関係機関との協力体制等を定めた「大阪府緊急時モニタリング計画及び大阪府緊急時モニタリング実施要領」（以下「緊急時モニタリング計画等」という。）を策定する。
- 3 府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング機器、携帯電話等の連絡手段等を整備する。
- 4 府は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために、専門的知識を有する者の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

第4 モニタリング情報共有システム

府は、国、指定公共機関及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング及び府モニタリング設備において測定したデータを共有するためのネットワークの整備を図ることとする。また、府は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）の特性を事前に整理しておく。

第6節 原子力災害医療体制等の整備

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、関係市町が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

第1 原子力災害医療体制の整備

- 1 府は、原子力災害医療の実施に必要な体制を確立するため、原子力災害医療機関として「原子力災害医療協力機関」の登録及び「原子力災害拠点病院」の指定を行う。また、国が指定する高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等との連携を図れるよう努める。
- 2 府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送方法等を国、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。
- 3 府及び原子力災害医療機関は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努める。
- 4 原子力災害医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材及び組織体制の整備を図る。
- 5 府は、原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。
- 6 原子力規制委員会、府及び関係市町は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害医療機関及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努める。
- 7 府及び関係市町は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。
- 8 府、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療協力機関の医師及び看護師等に対する研修を定期的に実施し、又は府等が実施する研修に協力する。

第2 資機材の整備

府及び関係市町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び大阪府医師会等と協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。

また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、避難経路近傍等における備

蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。

第3 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

府は、原子力災害による緊急時の医療体制の確保を図るため、原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについて、国との協議の上、あらかじめ定めておく。

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第1 放射線防護資機材の整備

府は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第2 情報交換の実施

府は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

府は、国、関係市町及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避、避難及び一時移転に関すること
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- 7 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること
- 8 避難退城時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

第2 防災業務関係者の人材育成

府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について原子力防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じ実施する。更に、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、関係機関間の連携の強化を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象観測に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に府や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第9節 防災対策資料の整備

府は、関係市町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、府防災センター、オフサイトセンター等に備え付ける。

＜整備を行うべき資料の例＞

- (1) 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要に関する資料）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ **指定避難所**及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - キ オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 原子力防災資機材等に関する資料
 - ア 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 屋内退避及び避難等に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第10節 原子力施設上空の飛行規制

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に関し、次の措置を行う。

- 1 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。
- 2 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第11節 災害復旧への備え

府、関係市町及び原子力事業者は、災害復旧に資するため、国と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

原子力事業者以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

[原子力災害対策編]

第3章

緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から緊急事態に該当する事象の発生の通報があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 府・関係市町の活動体制の確立

府は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

また、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に、防災関係機関の協力を受けて、あらかじめ指名した者を派遣する。

なお、具体的な緊急事態応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 組織体制

1 大阪府原子力事故警戒班の活動

(1) 大阪府原子力事故警戒班の活動

警戒班長は、次の基準に該当する場合には、原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(2) 活動基準

ア 原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき

イ その他防災企画課長が必要と認めたとき

(3) 所掌事務

原子力災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等

2 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、次の基準に該当する場合には、直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、応急対策の検討を行う。

(2) 活動基準

ア 原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき

イ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき

ウ その他危機管理監が必要と認めたとき

(3) 所掌事務

ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること

ウ 職員の配備体制に関すること

エ 防災・危機管理警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

オ 防災・危機管理警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 原子力事業者から特定事象発生の通報を受信したとき

イ 府モニタリング設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）

ウ その他知事が必要と認めたとき

〈(1) 設置基準のアの特定事象に該当する事象〉

・事業者放射線測定設備において、5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき

・その他原子力事業者防災業務計画に規定する事象

(2) 廃止基準

ア 応急対策がおおむね完了したとき

イ 災害対策本部が設置されたとき

ウ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 情報の収集・伝達に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関等との連絡調整に関すること

エ 災害対策本部の設置に関すること

オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること

カ その他応急対策に関すること

(4) 大阪府原子力事故現地連絡班の設置

大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたときに大阪府原子力事故現地連絡班をオフサイトセンター内に設置する。

ア 設置基準

大阪府防災・危機管理警戒本部が設置されたとき

イ 廃止基準

(ア) 応急対策がおおむね完了したとき

(イ) 災害対策本部が設置されたとき

(ウ) その他知事が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること

(イ) 現地における関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) その他必要な事項

4 大阪府災害対策本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

イ その他知事が必要と認めたとき

〈(1) 設置基準のアの原子力緊急事態宣言に該当する事象〉

・事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき

・その他原子力事業者防災業務計画に規定する事象

(2) 廃止基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。）

イ 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

ウ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 情報の収集・分析に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

エ 関係市町への応援に関すること

オ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること

カ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、防災企画課長の順とする。

(5) 大阪府原子力災害現地連絡部の設置

大阪府災害対策本部が設置されたときに大阪府原子力災害現地連絡部をオフサイトセンター内に設置する。

ア 設置基準

大阪府災害対策本部が設置されたとき

イ 廃止基準

(ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。）

(イ) 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

(ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること

(イ) 現地における関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) その他必要な事項

第2 動員体制

原子力災害が発生した場合、又は原子力災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員体制をとる。

1 配備体制

災害応急活動の段階に応じて、次の配備体制をとる

配備区分	配備体制
非常1号配備	通信情報活動を実施する体制
非常2号配備	原子力事故に対する応急対策を実施する体制
非常3号配備	社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な原子力事故に対する緊急事態応急対策を実施する体制

2 配備基準

災害応急対策業務を踏まえ、必要な配備体制をとる。

〈原子力防災活動体制〉

組織体制	活動・設置基準	緊急事態区分
○原子力事故警戒班	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他防災企画課長が必要と認めたとき	情報収集事態
○防災・危機管理指令部 ・現地連絡要員の派遣	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、 ○その他危機管理監が必要と認めたとき	警戒事態
○防災・危機管理警戒本部 ○原子力事故現地連絡班	○原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他知事が必要と認めたとき	施設敷地緊急事態
○災害対策本部 ○原子力災害現地連絡部	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他知事が必要と認めたとき	全面緊急事態

活動・設置基準は原子力災害対策指針等を考慮し府独自に設定

第3 関係市町の組織体制

関係市町は、次の場合には、原則として災害対策本部を設置する。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき

第4 現地事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、府、関係市町及び原子力事業者等との連絡調整等を実施するため、オフサイトセンター内に現地事故対策連絡会議を開催する。府、関係市町及び原子力事業者等は当該会議に参画する。

第5 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、国、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等が連携した緊急時モニタリングを行うために、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置する。

府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリングセンターの設置の連絡を受けたときは、オフサイトセンターに要員を派遣する等、緊急時モニタリングに必要な体制をとる。

第6 原子力災害合同対策協議会の設置

全面緊急事態が発生したときは、知事（府災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会は、関係機関相互の情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とする「全体会議」と、緊急事態応急対策に必要な情報収集及び防護対策の検討等を行う「機能班活動」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、府、関係市町及び原子力事業者が協議し、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」により定める。

1 原子力災害合同対策協議会における機能班活動

国、府、関係市町及び原子力事業者その他関係機関からの派遣者により構成される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実動対処班）を組織し、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援作業を行う。

2 機能班の役割

班名	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 原子力災害合同対策協議会の運営 ・ 各機能班の情報集約及び総合調整 ・ 官邸チーム総括班、E R Cチーム総括班、府及び市町災害対策本部等との連絡・調整
運営支援班	オフサイトセンターの後方支援業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ 各種通信回線の確保
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報、報道機関への対応 ・ プレス資料の作成 ・ 官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班、府及び市町災害対策本部等の情報共有
プラントチーム	事故状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報の収集と総括 ・ 各機能班へのプラントの状況に関する情報提供 ・ E R Cチームプラント班との情報共有
放射線班	緊急時モニタリング結果の収集、整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングデータの収集 ・ 放射線による影響の予測 ・ 緊急時モニタリング等の原子力合同対策協議会資料の作成 ・ 除染等に関する調整 ・ E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
住民安全班	住民防護対応 社会秩序の維持活動、住民の安全確保に係る活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避、避難状況の把握及び活動調整 ・ 救助・救急状況の把握及び活動調整 ・ 交通規制、緊急輸送状況の調整 ・ 官邸チーム住民安全班及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整
医療班	府や医療関係機関の行う原子力災害医療活動、避難退域時検査及び簡易除染、労働者の被ばく線量、傷病者の発生状況、安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理の実施、支援及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の医療活動の把握及び活動調整 ・ 避難退域時検査、簡易除染等、原子力災害医療に係る情報収集、基準の策定、実施に係る調整 ・ 官邸チーム医療班及びE R Cチームの医療班との情報共有・調整
実動対処班	実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実動組織の状況に関し各機能班への情報共有 ・ 物資調達、供給活動及び緊急輸送に関する連絡調整と記録の作成 ・ 実動省庁又はE R Cチーム実動対処班との連絡・調整

第7 専門家の派遣要請

府は、施設敷地緊急事態が発生したときは、必要に応じて、国に対して専門家の派遣を要請する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。

第1 府

知事は、府単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん

2 指定行政機関等の長への職員の派遣要請等

知事が緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）（災害対策基本法第29条第1項）他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(2) 派遣のあっせん要請

知事は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関（災害対策基本法第30条第1項）他都道府県又は市町村の職員の派遣のあっせんを要請するときは、以下の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由

- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の派遣要請

知事は、関係市町から要請があった場合、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

第2 府警察

府警察本部は、警察災害派遣隊の派遣について、警察庁を通じ、援助の要請を行う。

第3 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、対策拠点施設、広域防災拠点等適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、関係市町長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊中部方面総監に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。その際、あわせて陸上自衛隊第三師団長に通知する。要請及び通知は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 関係市町長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊中部方面総監に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第2 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した関係市町はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

- (1) 連絡所の設置
府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名
府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。
- (3) 資機材等の整備
自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) その他
府及び関係市町は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の活動

1 人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあたっては、原子力規制委員会から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛大臣に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申し合わせにより、速やかに空輸支援を行う。

- (1) 国及び関係機関の専門家の現地への派遣
- (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員並びに国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣
- (3) 緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療・総合支援センター等の医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

2 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

3 その他

災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容並びに現地における部隊等の人員及び装備等に応じて、緊急時モニタリングの支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の搜索救助、消防活動、応急医療・救護、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。

第4 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第5節 災害情報の収集伝達

府、関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、緊急事態に該当する事象の発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 緊急事態事象発生情報等の連絡・通報

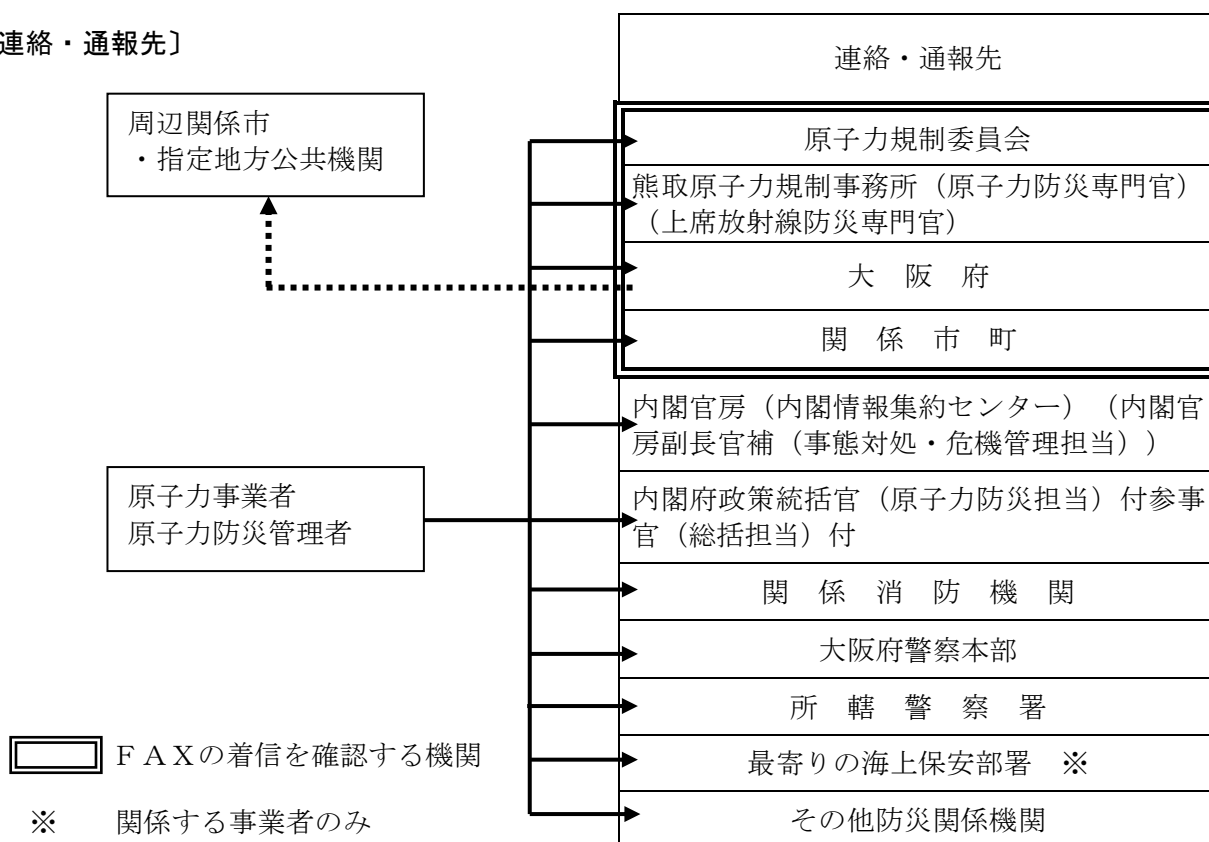
1 情報収集事態及び警戒事態事象発生時の連絡

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態及び警戒事態事象の発生を確認した場合、直ちに原災法第10条第1項の規定による通報に準じ、原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、関係市町、消防機関、第五管区海上保安本部等にファクシミリで連絡し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。
- (2) 府は、国及び関係市町との連絡体制を確立する等必要な体制をとる。

2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発生時の通報

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、関係市町、消防機関、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。

〔連絡・通報先〕



- (2) 府は、原子力事業者及び国（原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項を直ちに関係周辺市に連絡するとともに、消防庁及び関係する指定地方公共機関に連絡する。
- (3) 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、府及び関係市町に連絡する。

2 府モニタリング設備で緊急事態に該当する数値を検出したとき

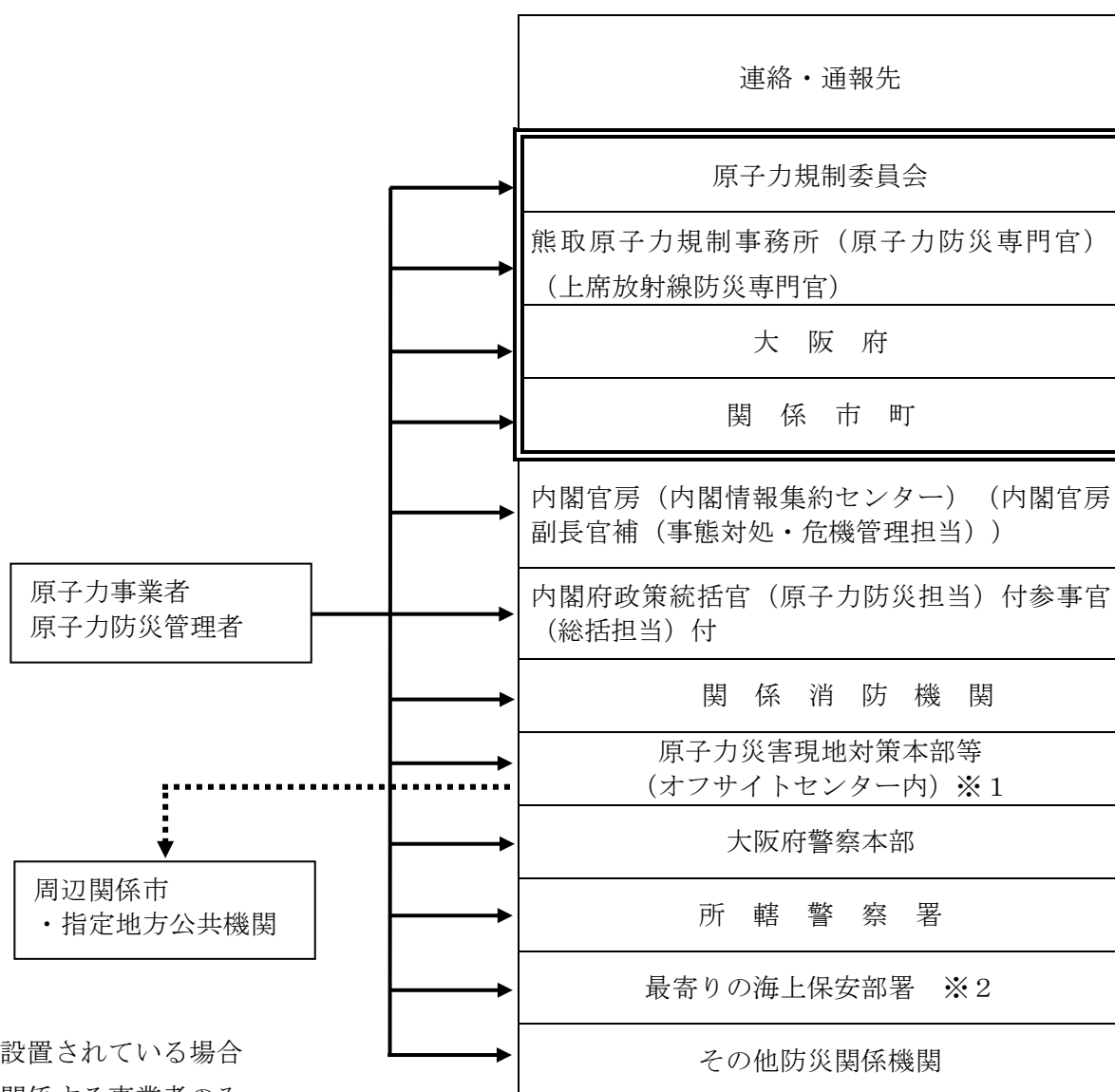
- (1) 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、緊急事態に該当する放射線量を検出したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。
- (2) 連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を府及び関係市町に速やかに連絡する。

第2 応急対策活動の情報連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡

(1) 原子力事業者の情報収集伝達

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。



※1 設置されている場合

※2 関係する事業者のみ

(2) 府の情報収集伝達

府は、原子力事業者からの施設敷地緊急事態事象発生 of 通報を確認した後、又は府モニタリング設備により施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値を検出したときは、直ちに、府モニタリング設備等を活用し、放射線量や被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係市町及び指定公共機関等の関係機関に情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

2 全面緊急事態発生後の情報連絡

府は、国の現地対策本部、指定公共機関、関係市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、府が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を府原子力災害現地対策本部等（オフサイトセンター内）に随時連絡する。

第6節 災害広報

府、関係市町をはじめ防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を連携して迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

第1 災害広報

府及び関係市町は、住民等への情報提供にあたっては国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、**指定避難所**への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、次の方法を活用し、定期的な情報提供に努める。

また、府及び関係市町は、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

1 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- ア 事象の概要
- イ 事象発生事業所における対策の状況
- ウ 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 施設敷地緊急事態発生時の広報

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ その他必要と認める事項

(3) その後の広報

- ア 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ 府、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ その他必要と認める事項

2 広報の方法

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法

報道機関等への情報提供

- (2) 施設敷地緊急事態発生時以降の方法
 - ア 広報紙（誌）の臨時発行、広報番組の内容変更等
 - イ 航空機、広報車による現場広報
 - ウ 関係市町防災行政無線（同報系）による地区広報
 - エ **指定**避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ インターネットの活用
 - キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - ク 災害時臨時FM局の開設

3 事故時の広報体制

- (1) 事故広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 国をはじめ防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、**民間**放送事業者（**朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社**、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供
広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者に配慮した広報を行う。
- (2) 外国人への情報提供
府は、必要に応じ、株式会社FM802（FM CO. CO. LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動の実施

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

第7節 防災業務関係者の安全確保

府は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、関係市町、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備等安全管理に努める。

第1 防護対策

- 1 府は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。

また、府は、関係市町や他の機関に対して、防災業務に従事する際の装備に係る情報を提供する。

- 2 府は、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、関係機関に対し、防護資機材の調達のを要請を行う。

第2 防災業務関係者の被ばく管理

- 1 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関の責任において行う。府は、府の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を府現地災害対策本部に置く。
- 2 府は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。府は、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請を行う。

第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

- ・指標 : 実効線量で50mSvを上限とする。
ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。
また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
目の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。
皮膚：等価線量で1 Svを上限とする。

第8節 緊急時モニタリングの実施

府は、緊急事態に該当する事象が発生した場合、速やかに、原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するために、緊急時モニタリング計画等に基づき、国、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行うとともに、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

第1 緊急時モニタリング組織

府は、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、オフサイトセンター内に関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等から派遣されるモニタリング要員と協力して、緊急時モニタリングを実施する。

第2 緊急時モニタリングの実施方法

1 情報収集事態における対応（初期モニタリング）

情報収集事態においては、平常時のモニタリングを継続し、空間線量率等の推移に注視するとともに、モニタリング情報共有システム及び固定監視局の機器等の点検を行い、異常がある場合は、代替機の設置又は修理等の必要な措置を講じる。

2 警戒事態における対応（初期モニタリング）

警戒事態においては、平常時モニタリングの強化及び機器等の点検等を行うとともに、原子力施設敷地内のモニタリング情報及び気象情報の収集、可搬型モニタリングポスト等の設置及び国による緊急時モニタリングセンターの設置準備への協力等、緊急時モニタリングの準備を開始する。

3 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応（初期モニタリング）

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においては、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等は、国が設置する緊急時モニタリングセンターに要員の派遣及び資機材の提供を行う。

緊急時モニタリングセンターの設置後、構成要員は緊急時モニタリングを速やかに開始する。

府は、国による緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、府が定めた緊急時モニタリング計画等に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

第3 関係機関等への協力要請

1 情報の提供の要請

府は、原子力事業者から施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象の発生の通報を受けた場合には、直ちに事故発生事業所及び大阪管区气象台に対して、緊急時モニタリングの実施に当たり気象情報等の必要な情報の提供を要請する。

2 緊急時モニタリングに対する支援要請

府は、必要に応じて、陸上自衛隊第3師団、第五管区海上保安本部その他防災関係機関等に対して、緊急時モニタリングの実施について支援又は協力を要請する。

第9節 救助・救急活動

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

第1 関係市町

1 緊急事態応急対策の実施状況の把握

緊急事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 相互応援

(1) 関係市町は、市町単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 関係市町以外の市町村は、関係市町からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

関係市町は、応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理等の情報を提供する。

第2 府

関係市町から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他緊急事態応急対策に関し必要な調整をする。

また、関係市町の要請があった場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する等、必要な総合調整を行う。

第3 府警察

1 被害実態の早期把握に努め、応急対策に必要な資機材を確保するとともに、機動隊等を当該応急対策地区及びその周辺に派遣する。

2 府、関係市町、原子力事業者等との密接な連携のもと、原子力事業者等が実施する救助・救急活動を支援する。

3 核燃料物質等の事業所外搬送中の事故に対しては、当該事故の状況に応じて安全を図りながら原子力事業者等と協力のうえ、救出救助活動等必要な措置にあたる。

第4 第五管区海上保安本部

1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。

- 2 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等関係機関との密接な連携を図る。
- 3 府警察、関係市町その他の関係機関との密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第5 各機関による連携

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

第10節 医療救護活動

府は、国、関係市町、原子力災害医療機関及び大阪府医師会等の協力を得て、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

第1 緊急時医療体制

- 1 府は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部医療対策班（以下、「医療対策班」という。）を設置する。
- 2 府は、国立大学法人広島大学（国指定の高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（国指定の高度被ばく医療支援センター）と連携して汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の処置にあたる。
- 3 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを編成したときは、原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努める。

第2 現地医療対策

1 関係市町及び原子力災害医療機関

- (1) 関係市町は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。
- (2) 関係市町及び原子力災害医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害医療機関を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携する。
- (3) 関係市町単独では十分対応できない場合は、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。
- (4) 原子力災害拠点病院は、状況に応じ、原子力災害医療に係る医療チームを派遣するよう努める。

2 府

- (1) 府は、関係市町から要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を編成し、現地救護所等へ派遣するとともに、各医療救護班の派遣調整を行う。
- (2) 府は、原子力災害医療機関と連携し、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。
- (3) 府は、必要と認めるときは、原子力災害拠点病院又は原子力災害現地対策本部に対して、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。
- (4) 府は、国の原子力災害医療派遣チーム及び原子力災害医療機関等との密接な連携を図りつつ、周辺住民等に対する医療救護活動を行うとともに、関係医療機関に協力を要請する。
- (5) 府は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通

じて、その区域内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。

3 医療救護活動

- (1) 各医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、汚染・被ばく患者、被ばく傷病者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。
- (2) 一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

4 汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送

府は、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

府は、関係市町と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

6 被ばく線量の把握

府、関係市町及び指定公共機関は、国とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 屋内退避及び避難等に関する指標

関係市町は、全面緊急事態が発生した場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対し、屋内退避の措置をとる。

また、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）に基づき、避難又は一時移転を実施する。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第2 屋内退避・避難等の勧告・指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

- (1) 関係市町長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きの勧告・指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行う。その際、関係市町においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。（原災法15条及び28条、災害対策基本法60条）
- (2) 関係市町長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。
- (3) 知事は、関係市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を関係市町長に代わって行う。（原災法28条、災害対策基本法60条）
- (4) 警察官、海上保安官は、関係市町長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、関係市町長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。（原災法28条、災害対策基本法61条）
- (5) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法94条）

2 勧告・指示の住民への周知

関係市町長等は、勧告又は指示にあたっては、屋内退避又は避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

3 避難路の確保

府、府警察、関係市町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 避難者の誘導

1 関係市町

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 避難退域時検査及び簡易除染の実施

府及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査を行う。検査の結果、O I L 4の基準を超えた場合は簡易除染を行う。

第5 警戒区域の設定、避難等の勧告・指示の実効を上げるための措置

府は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難等を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難等の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

1 設定者

- (1) 関係市町長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (2) 知事は、関係市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは関係市町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（原災法28条、災害対策基本法73条）
- (3) 警察官又は海上保安官は、関係市町長（権限の委託を受けた関係市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は関係市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、関係市町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

2 規制の内容及び実施方法

関係市町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第12節 指定避難所等の開設・運営

関係市町は、避難の受入れが必要と判断した場合は、住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等を開設する。

第1 指定避難所等の開設

1 関係市町

避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、周知するとともに、速やかに管理責任者を派遣する。ただし、緊急を要する場で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

2 府

関係市町から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請等により施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

第2 指定避難所等の管理、運営

関係市町は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所等を管理、運営する。

1 指定避難所の管理、運営の留意点

関係市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 要配慮者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

2 避難退域時検査及び簡易除染の場所の管理、運営の留意点

関係市町は、次の事項に留意して、避難退域時検査及び簡易除染の場所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握

- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (5) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (6) 安定ヨウ素剤の準備
- (7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

第2 農林水産物の採取及び出荷制限

府は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

〈O I Lと防護措置について〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	
飲食物摂取制限 ^{※9}	O I L 6	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
				放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
				放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 関係市町のとるべき措置

関係市町は、住民の健康を守るため緊急に必要なと認めるとき又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

第4 飲料水及び飲食物の供給

府は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、関係市町及び防災関係機関と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第14節 交通規制、緊急輸送活動

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察及び第五管区海上保安本部は、全面緊急事態が発生した場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

府は、緊急事態応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、関係市町、府警察、道路管理者と協議し、緊急事態応急対策実施区域の範囲、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について、次の必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び関係市町に連絡する。

ア 交通管制

府警察は、緊急事態応急対策実施区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

イ 緊急交通路における交通規制の実施

府警察は、選定された「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

エ 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

府、関係市町、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が原災法第28条及び災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通

行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 輸送手段の確保

府及び関係市町は、府警察、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2 水上輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、水上輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- (3) 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

2 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

3 輸送手段の確保

府及び関係市町は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 府は、関係市町と協力して、あらかじめ指定したオフサイトセンターの近傍の災害時用臨時ヘリポートの開設に万全を期する。
- (3) 関係市町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (4) 府及び関係市町は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、

開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

府及び関係市町は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第15節 社会秩序の維持

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

府及び市町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

府警察は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 応急対策

府域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された等）場合及び全面緊急事態が発生した場合は、府及び関係市町をはじめとした防災関係機関並びに原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者等は、本編に準じて、必要な応急対策を講じる。

[原子力災害対策編]

第4章

原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

府は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

府は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

府、関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

府は、緊急時モニタリングの結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断並びに国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、関係市町及び防災関係機関に対して、解除の指示又は要請をする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

府及び原子力事業者は、国の統括の下、防災関係機関と協力して、緊急時モニタリングを継続的に実施し、その結果を速やかに公表する。また、原子力緊急事態解除宣言後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

関係市町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、**指定**避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

2 損害調査の実施

関係市町は、住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。また、府はその結果を国に報告する。

3 緊急事態応急対策措置状況の記録

府及び関係市町は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

4 影響調査の実施

府は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

5 汚染・被ばく患者等の追跡調査への協力

原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

1 府は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 府は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 府は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

府は、国及び関係市町と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第10節 心身の健康相談体制の整備

府は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係市町とともに、原子力事業所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第11節 物価の監視

府は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第12節 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団等が復旧・復興事業等に介入する等、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

[原子力災害対策編]

第5章

広域避難の受入れ

第1節 基本方針

本章は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう広域避難の受入れに関し必要な事項を定める。

本編に定めるほか、原子力災害に係る広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行うものとする。

なお、今後、原子力災害対策指針の改正等対策の見直しや、放射性物質の拡散等について新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

第1 前提となる被害想定

1 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉(PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉(ATR)

2 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲

に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設からおおむね 30km 圏をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

第2 避難対象地域

1 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口〉

人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	<u>29,500 人</u>	兵庫県
	高浜町	<u>10,500 人</u>	
	おおい町	<u>8,300 人</u>	
	若狭町	<u>15,000 人</u>	
	計	<u>63,300 人</u>	
滋賀県 (2市)	長浜市	<u>25,700 人</u>	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	<u>28,600 人</u>	
	計	<u>54,300 人</u>	
京都府 (7市町)	福知山市	<u>500 人</u>	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	<u>82,900 人</u>	
	綾部市	<u>8,300 人</u>	
	宮津市	<u>18,200 人</u>	
	南丹市	<u>3,600 人</u>	
	京丹波町	<u>3,000 人</u>	
	伊根町	<u>1,400 人</u>	
	計	<u>117,900 人</u>	
3府県(13市町)計		<u>236,000 人</u>	

第3節 府の広域避難の受入れ

1 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

2 府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当		避難先				
		避難元地域(自治会区)		地域	市町村			
長浜市	旧湖北町(一部)	《旧湖北町(一部)》		大阪市	大阪市			
		《旧西浅井町》						
	旧西浅井町	木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾		泉北	堺市			
		金居原, 杉野, 杉本, 音羽						
		大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山						
		大音						
		飯浦, 山梨子						
	旧高月町	高月		中河内	八尾市			
		馬上						
		高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部						
		持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森		南河内	富田林市			
		井口, 高月尾山						
		東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山						
		唐川, 横山, 東物部						
		磯野						
西阿閉								
西柳野								
高月布施								
重則, 松尾								
旧余呉町		坂口, 下余呉, 中之郷				泉南	岸和田市	
	下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並							
	余呉東野							
	八戸, 川並							
	国安, 池原, 小谷							
	文室, 今市, 新堂							
	椿坂							
	柳ヶ瀬, 中河内							
	高島市	旧朽木村	《旧朽木村》		大阪市			大阪市
			《旧安曇川町》					
《旧新旭町》								
旧マキノ町 旧今津町		マ: 海津1~3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会		豊能	豊中市			
		マ: 山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区						
		マ: 蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会						
		マ: マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会		三島	吹田市			
		マ: 在原区						
		マ: 大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目						
		今: 松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 椋川区						
		今: 酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区						
		今: 伊井区, 北林区, 北仰東自治会						
		今: 大供区						
		今: 栄区, 東区						
		今: 弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井/口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中ノ町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区						
		今: 南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区						
		今: 天神区, 今津中野区, 宮西区						
		今: 蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区						
今: 岸脇区, 上弘部区								
今: 西区								
		北河内	守口市					
			枚方市					

※マ: 旧マキノ町の地域、今: 旧今津町の地域

大阪府地域防災計画
原子力災害対策編

平成 年 月

大阪府危機管理室
〒540-8570
大阪府中央区大手前 2 丁目
電話 06-6941-0351(代表)